

※この用紙は保護者が記入してください（医師の記入は不要です）

## 学校感染症に関する報告書

大阪府立生野聴覚支援学校

年 月 日

幼稚部 小学部 中学部【 】年

幼児児童生徒名【 】

保護者名【 】

※該当する病名に○印を記入してください。

○印	病名	出席停止期間
	インフルエンザ【 】型	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した（解熱薬を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある）後1日を経過するまで
	※溶連菌感染症	
	※感染性胃腸炎	
	上記以外の感染症（裏面確認） 【 】	医師からの指示などがあればご記入ください 【 】
症状が出た日		月 日（ ）
診断された日		月 日（ ）
受診した医療機関名		
登校再開日		月 日（ ）

※「その他の感染症」（裏面もご覧ください）は、状況により扱いが異なりますので、医療機関で診断を受けた際は、学校へご連絡の上、この用紙の提出をお願いいたします。

# 学校で予防すべき感染症の種類と出席停止

(学校保健法施行規則第十八条及び十九条より)

分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、 新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日 を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあって は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な 抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで（かさぶたにな るまで）
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した 後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快し た（解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器 症状が改善傾向にある）後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により、学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	【その他の感染症】 溶連菌感染症、手足口病、 ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎、 マイコプラズマ感染症など	※【その他の感染症】は学校で通常みられない ような重大な流行が起こった際には、その感染 拡大を防ぐために、必要がある場合に限り、校 長が学校医の意見を聞き、出席停止の扱いとす ることができる。